



「差別でない例」 明示の是非は

障害者の入店を断っても、こんな場合は差別に当たらないと考えられます。障害者差別の解消を目指す条例や指針づくりが全国で進む中、「差別ではない事例」をはっきりと示すかどうかで自治体の対応が割れている。ガイドラインを策定中の大阪府では、案から事例が削除された。何が問題になっているのか。

「対応画一化の恐れ」

8日、大阪市中央区のホテルの会議場。障害者団体の代表や識者らでつくる「大阪府障がい者施策推進協議会」のメンバー約30人に43分の資料が配られた。

障害者差別解消法Ⅱの施行を前に、事業者ら府民がどう対応すればいいかを示したガイドラインの案。作業部会が昨年11月から検討してきた。

障害者めぐる指針に議論

■作業部会の当初案にあった主な事例

- 【不当な差別的取り扱いとなりうる場合】
- ・盲導犬に理解がなく、飲食店が入店を拒否する
- ・タクシーが「車いすだから」と乗車拒否する
- ・火の用心のためという理由でアパートへの視覚障害者の入居を拒否する
- 【サービスなどを提供しなくても差別に当たらないと考えられる場合】＝削除
- ・静かにすることが求められる映画館などで大声をあげ、ほかの利用者の受忍限度を超える
- ・車いすで施設を損傷させる可能性が高い
- ・プールで水着以外（オムツなど）の着用を禁止している

別に当たるか事例が並んでいる。一方、1カ月前の当初案Ⅱ表Ⅱには差別に当たらないと考えられる具体例も列挙されていたが、まるまる消えていた。

作業部会に加わった府身体障害者福祉協会の会長、嵐谷安雄さん(75)は「この範囲までなら許される」と事業者が考え、対応が画一的になるおそれもある。

本来は双方が話し合っただけで、大阪府平野区の団体職員

の男性(29)は車いすを利用して、実感するのは事業者によって対応に大きな差があることだ。普段行く美容院は、店員が入店を手伝ってくれる。だが昨秋、別の美容院で「車いすのお客さんはお断りなんです」と拒否された。理由を聞くと、「ハサミを扱っているので事故が起きかねない」という返事だった。

線引き求める事業者

事業者はガイドライン案をどう考えるか。関西で複数の理美容店を展開する70代の男性社長は「しつかりとした線引きは必要だ」と話す。

付添人とともに来た客が、散髪中に大声をあげた。動き回ったりしたことがある。サービスを提供するのは難しいと伝えると、付添人に「こちらはお金を払

者に関わりたくない事業者が都合よく拡大解釈し、差別がかえって広がるのではないかと男性は話す。作業部会では委員の弁護士からも反対意見が出て、「障がい者の生命又は身体保護のためやむを得

情報があった場合、国は事業者などに差別行為の有無の報告を求め、助言や指導をすることができると虚偽報告などには罰則(20万円以下の過料)がある。自治体では07年施行の千葉県を皮切りに、国に先行して条例を制定する動きが続い

客に席まで連れて行って」とお願いされても、抱えていくことは難しい。「それでも差別と言われてしまう可能性もあるのかな。具体例があれば、お客さんと話し合いやすいんだけど」

割れる判断

自治体の判断は様々だ。長崎県は4月に施行した条例の逐条解説に「差別の対

ない」と認められる場合」など抽象的な表現にとどめることになった。府障がい福祉企画課の担当者は「具体例があった方が事業者の理解が深まり、協力を得られやすくなる」と考えていた」と話す。

3月に条例を制定し、ガイドラインを作成中の京都府。障害者支援課によると、差別にあたる事例もできる限り盛り込む方針だ。担当者は「事業者の理解が進まなければ、条例が絵に描いた餅になる」。

「悩ましいことが出てくるかも」と言った。入り口に段差がある。車いすで来た

一方、2012年4月に条例を施行した東京都八王子市は記していない。「差別にあたる事例を示すことは誤解を生む可能性もある」と担当者は話す。

立場変えて考えて

取材記者の視点

今回の取材で印象的だったのは、事業者と障害のある人の双方から「互いに尊重して生きられる社会にしたい」といった言葉がたくさん出てきたことだった。目的は一緒なのに結論は一致しない。問題の複雑さを感じた。

大阪府内の障害者団体の幹部は「少しの時間だけでも、自分だったらどうだろう」と立場を置き換えて考えてもらえただけで、障害者にやさしい社会になると思うと話した。差別解消法は事業者などに障害のある人への「合理的配慮」を求めている。「差別に当たるとか、当たらないか」と問われず、「何かできないだろうか」と考え続ける。そんな姿勢が必要だろう。(長野佑介)